平成２１年（フ）第１９０４９号
東京都大田区蒲田本町２丁目31―３
債務者　鈴木　用二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０５２号
東京都西東京市田無町７丁目６―13―303
債務者　藤井由美子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６１号
東京都墨田区向島５丁目37―10―201
債務者　町野　隆俊
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６５号
東京都北区岩淵町39―８―202
債務者　山本真理子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６７号
東京都墨田区両国３丁目16―５―702
債務者　佐藤　みえ
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６８号
千葉県館山市八幡533
債務者　押田　雄二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０６９号
神奈川県横浜市磯子区杉田坪呑２―３―501
債務者　高橋　彰子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７３号
東京都品川区八潮５丁目３―11―711
債務者　高橋　二良
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７５号
東京都足立区弘道２丁目16―３―501
債務者　佐藤　太伸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０８０号
東京都板橋区舟渡３丁目13―８―203
債務者　佐藤　文俊
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０８２号
東京都世田谷区祖師谷６丁目18―４　三村方
債務者　佐藤広こと　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０８３号
東京都北区赤羽西６丁目20―９―202　第２アルプスハイツ
債務者　帯刀　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０８６号
東京都新宿区歌舞伎町２―２―21―Ａ201、住民票上の住所東京都墨田区錦糸１丁目７―２―407
債務者　日名子英之
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０９０号
東京都足立区六月１丁目13―２―205
債務者　市川　慶介
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０９２号
東京都葛飾区堀切７丁目９―７―15
債務者　和栗　圭一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０９３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目４―10―206
債務者　藤嶋　直美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部